

売買取引の条件の公表

大阪市中央卸売市場業務条例第42条に基づき、下記の通り売買取引条件を公表いたします。

1. 営業日及び営業時間

(1)営業日

市場が定める開場日とします。(当社ホームページ「カレンダー」をご参照ください。)

(2)営業時間

営業時間は開場日の8時30分から16時30分とする。(事務管理部門)

卸売に関する営業時間は各営業部門にお問い合わせください。

2. 取扱品目

- ・生鮮水産物・冷凍食品及びこれらの加工品並びに開設者が別に定めるその他の食料品等。

3. 生鮮食料品等の引渡しの方法

- ・当社が指定する場所での引き取り。
- ・各取引先様との協議の上定めた場所への配送。

4. 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

・売買取引の内委託手数料

卸売金額から消費税額及び地方消費税額を控除して得た額に100分の6.5を乗じ、その乗じて得た額に標準税率に基づく消費税額及び地方消費税額を加えた金額とします。

・出荷者の費用負担

物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を加えて出荷者の負担とします。

(1)通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)

(2)運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)

(3)売買仕切金等の送金料

(4)保管料(委託物品を冷蔵その他の方法により保管した為特に経費を必要とした時は、その費用)

(5)調製費(手入加工その他の調製につき特に経費を要したときはその費用)

(6)その他会社が立替えた費用

委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

- ・その他、各取引先様との協議の上決定するもの。

5. 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等の支払期日及び支払方法

(1)支払期日

- ・委託物品については販売をした翌日までとします。ただし、特約がある場合についてはその特約した期日までとします。委託物品以外の物品については各取引先様との協議の上決定します。

(2)支払方法

- ・現金、小切手、手形、送金その他各取引先様との協議の上決定した方法とします。ただし、現金で支払う場合の支払場所は、本市場内の会社の事務所とします。

6. 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買代金以外の金銭

- ・各取引先様との協議の上決定します。

以上